

千葉県企業立地促進資金のご案内

県内に工場や本社、研究所等を立地する企業の方が
立地企業補助金と同時にご利用できる融資制度です！



～補助金の認定を受けた方が本資金をご利用になれます～

1 資金概要

対 象 者	千葉県立地企業補助金の立地計画認定を受けた企業の方 ※認定の要件（補助金の要件）は裏面をご覧ください
資 金 使 途	設備資金及び運転資金
融 資 限 度 額	設備資金 20億円以内（融資対象経費の90%以内） ※既存の跡地処分により本資金の一部返済を行う場合は加算可能 運転資金 3千万円以内
融 資 期 間	設備資金 12年以内（据置期間2年以内） ※加算分については一括償還 運転資金 3年以内（据置期間1年以内）
融 資 利 率	年1.6%以内（固定金利）
保 証 人 及 び 担 保	取扱金融機関又は信用保証協会の定めるところとする （必要に応じ信用保証協会の保証を付する）
融 資 ま だ の 流 れ	県企業立地課から立地企業補助金に係る立地計画の認定を受けたのち、取扱金融機関に融資をお申し込みください。

2 融資の申込先

以下の取扱金融機関で申込受付をしています。

- | | |
|---------|--|
| （銀 行） | 千葉・千葉興業・京葉・群馬・常陽・筑波・きらぼし・阿波・東日本・東京スター・徳島大正・みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・埼玉りそな・三井住友信託 |
| （信用金庫） | 千葉・銚子・東京ベイ・館山・佐原・水戸・朝日・東京シティ・東京東・東栄・亀有・小松川・城北・埼玉縣 |
| （信用組合） | 房総・銚子商工・君津・第一勸業・ハナ・横浜幸銀 |
| （そ の 他） | 商工組合中央金庫・農林中央金庫・東日本信用漁業協同組合連合会 |

○企業立地促進資金（県制度融資）についてのお問い合わせ先

千葉県商工労働部 経営支援課 金融支援室

TEL 043 (223) 2707

○立地企業補助金についてのお問い合わせ先

千葉県商工労働部 企業立地課 企画・誘致推進班

TEL 043 (223) 2444

千葉県立地企業補助金制度の要件及び補助額

【5地域】

①成田空港周辺地域 ②東京湾グリーン着岸地周辺地域、かずさアカデミアパーク ③北千葉道路沿線 ④柏の葉
⑤幕張新都心

【4産業】

①デジタル ②エネルギー・環境 ③バイオ ④マテリアル

県では様々な支援スキームで皆様の企業立地を支援します。

種目	◎対象 / ■要件	補助額	補助限度額	
本社立地	◎本社 ■延床面積 500㎡以上 ■事業従事者が 50人以上	建物に係る 不動産取得税相当額 + 償却資産に係る 固定資産税相当額(1年分)	10億円	
大規模投資 企業立地	◎知事が特に認める施設(製造業の工場等) ■投下固定資産額が 500億円以上 ■事業従事者が 300人以上	上記①	70億円	
研究所立地	◎自然科学研究所 ■敷地面積 1,000㎡以上(特定振興地域 500㎡以上) ■事業従事者が 10人以上(特定振興地域 3人以上)	※特定の5地域への4産業の立地については、上記①に加えて、土地に係る不動産取得税相当額、法人県民税相当額、法人事業税相当額、自動車税相当額も補助	10億円	
工場立地	◎製造業の工場 ■敷地面積 1,000㎡以上(特定振興地域 500㎡以上) ■事業従事者が 10人以上(特定振興地域 3人以上)			
がんばる 市町村 連携	◎流通加工施設(特定振興地域は、植物工場、情報サービス業、宿泊業、観光業の施設も対象) ■市町村が助成又は市町村税の課税免除等を行う ■敷地面積 1,000㎡以上 ■事業従事者が 10人以上(特定振興地域 5人以上)	建物に係る 不動産取得税相当額	10億円	
賃借型 企業立地	◎県内に新たに設置する本社※、自然科学研究所又はその他事業所(外資系企業を除く) ◎インキュベーション施設等の退去後に、県内に新たに設置する本社、自然科学研究所又はその他事業所 ※「本社」は、県内に本店登記を置くものに限る ■事業従事者 本社、自然科学研究所：10人以上 その他事業所：50人以上(柏の葉エリア、幕張新都心エリアは 25人以上)	建物賃借料の2分の1 (12か月分)	500万円 (50人以上の場合 1,000万円)	
外資系企業 賃借型 企業立地	◎県内に新たに設置する外資系企業の本社※、自然科学研究所又はその他事業所 ◎インキュベーション施設等の退去後に、県内に新たに設置する外資系企業の本社※、自然科学研究所又はその他事業所 ※「本社」は、県内に本店登記を置くものに限る ■事業従事者 1人以上 <small>※インキュベーション施設等の退去後に設置する施設は 10人以上が対象</small>	建物賃借料の2分の1 (12か月分) <small>※県等がMOUを締結した国・地域の企業への補助率は3分の2 補助限度額は1人以上 100万円、5人以上は 300万円</small>	1人以上 60万円 5人以上 180万円 10人以上 500万円 50人以上 1,000万円	
オフィス・ラボ 環境整備支援	◎賃借型企業立地又は外資系企業賃借型企業立地に該当する本社、研究所 ■事業従事者 10人以上 ■本社については、以下のいずれかを満たすもの ●上場企業 ●上場企業の子会社 ●事業従事者 100人以上※ ●売上高が 100億円以上かつ 3期連続黒字 <small>※直近の売上高が 300億円以上の企業は 50人以上</small>	内装工事費等の 3分の1(本社) 2分の1(研究所)	1,000万円	
競争力強化 (再投資支援)	◎製造業の工場又は自然科学研究所 ■市町村が助成又は市町村税の課税免除等を行う ■投下固定資産額が 10億円以上 ■雇用維持 ■事業の高度化	建物に係る 不動産取得税相当額	10億円	
マイレージ型 (累積投資型)	◎宿泊業又は観光業の施設(特定振興地域に限る) ■市町村が助成又は市町村税の課税免除等を行う ■投下固定資産額が 2億円以上 ■雇用者 10%以上(最低2名)増			
千葉 ウェルカム加算	◎製造業の工場又は自然科学研究所 ◎中小企業 ■投下固定資産額が 3年間で 1.5億円以上 ■雇用維持 ■事業の高度化	◎新規立地の補助を受ける企業(県内移転は除く) ■福利厚生充実の一環として、事業従事者の県内における観光や消費を促進する取組を行うこと	福利厚生に係る経費 事業従事者一人当たり 上限 1万円	1,000万円
雇用創出支援	◎本社、製造業の工場、自然科学研究所又は流通加工施設(特定振興地域は上記のほか、植物工場、情報サービス業、宿泊業、観光業の施設も対象) ■建物延床面積 500㎡以上又は敷地面積 1,000㎡以上(特定振興地域は敷地面積 500㎡以上) ■事業従事者数(操業開始日から3年後) 大企業：50人以上(特定振興地域 14人以上) 中小企業：25人以上(特定振興地域 8人以上)	正規雇用者 5万円/人 高度人材 30万円/人	1億円	

詳細につきましては、県商工労働部企業立地課までお問い合わせください。 令和8年4月1日施行